

お知らせ

交通遺児等育成資金貸付制度
および介護料支給制度について

① 育成資金の無利子貸付制度

独立行政法人自動車事故対策機構では、自動車事故が原因で死亡された方、または重度の後遺障害が残った方のお子様、育成資金の無利子貸付を行っています。

● **対象者** 0歳から中学卒業までのお子様

● **申込者** そのお子様を扶養している保護者

● **金額** はじめに一時金15万5千円、月額2万円、入学支度金(小・中学入学時)4万4千円

● **期間** 貸付が決定した月から中学卒業の月まで

● **利子** 無利子

● **返還猶予** 中学卒業後、高校、大学等に進学した場合には、在学期間は返還を猶予できます。

● **② 介護料の支給制度**
自動車事故による重度後遺障害者の方に対する介護料の支給を行っています。

● **支給対象**
頭部、脊髄または胸腹部臓器の損傷を受け、移動・食事・排泄など日常生活動作について、常時の介護または随時の介護が必要な状態である方。

● **支給方法** 月額制
● **支給期間** 支所による受付の行われた日の属する月から、支給資格喪失事由の発生した日の属する月まで。

【問い合わせ先】

独立行政法人自動車事故対策機構 鹿児島支所
TEL 099-225-0782

旅券(パスポート)の窓口

県庁内に設置されていた旅券窓口は昨年4月に閉鎖され、『かごしま県民交流センター』内に移転していますので、ご注意ください。

● **窓口時間**
・かごしま県民交流センター旅券窓口
平日の午前8時30分〜午後5時(日曜日は受領のみできます)。
・その他の出先事務所
平日の午前8時30分〜正午、午後1時〜午後4時
※年末年始はすべての窓口が休みになります。

【問い合わせ先】

かごしま県民交流センター旅券

券(パスポート)窓口

TEL 099-221-6611

2005年農林業センサスが実施されます

農林水産省では、平成17年2月1日現在で、『2005年農林業センサス』を実施します。

● **農林業センサス**は、農林業の実態を明らかにし、国や都道府県、市区町村はもちろん各方面にわかり、広く利用できる総合的な統計資料を得るための調査です。

● **全国の農家や林家をはじめ、すべての農林業関係者を対象に行われる『農林業の国勢調査』ともいべきものです。**

● **1月中旬から調査員が農林業関係者の方々を訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いします。**

● **調査票に記入された事項については、統計以外目的には使用されませんので、ご協力をお願いします。**

【問い合わせ先】

大崎町役場企画財政課
TEL 76-1111 (内線221)

65歳以上の方のインフルエンザ
予防接種が一部公費負担

65歳以上の人は町内病院で一部公費負担のインフルエンザ予防接種ができますので、保険証と自己

負担分500円を持参して接種してください。町外の病院で接種を希望する人(入院中など)は、大崎町役場福祉保健課へ連絡してください。一部公費負担のできる期間は、平成16年10月15日(金)から平成16年12月31日(金)までです。

● **また、次の人は病院窓口申し出てください。**
● **生活保護を受けている人(自己負担分は免除されます。)**
● **60歳から64歳までの人で心臓・じん臓・呼吸器に障害があり、身体障害者手帳1級の人(自己負担500円でインフルエンザ予防接種ができます。)**

【問い合わせ先】

大崎町役場福祉保健課
TEL 76-1111 (内線141)

日本赤十字社からのお願い
『本人確認』へご協力ください

日本赤十字社では、患者さんが安心して輸血を受けられるよう、高感度検査法の導入や、問診強化等を図り、ウイルス等の感染を防いでまいりました。

● **しかし、最先端の検査方法によっても、血液中の微量のウイルスは検出できないことがあるため、まれに患者さんに輸血を介して感染するリスクがあります。**
● **一部の献血者において、氏名等**

を偽って献血される方や、ご自身が感染症に感染しているかを確認するため、献血される方がいらっしゃいます。輸血用血液の安全性をさらに向上させるため、本人であることを示すこと(本人確認)によって「自ら提供する血液は安全である」という意識をもって献血されるようお願いしております。

● **献血受付の際に、ご自身を証明できるものの提示にご理解と協力をお願いします。**
● **《ご提示いただく物の例》**
運転免許証・パスポート・健康保険証など

製造事業所のみなさまへ
統計調査にご協力ください

平成16年工業統計調査を12月31日現在で行います。
● **調査の実施に当たっては、本年12月から来年1月にかけて調査員がお伺いします。**
● **なお、調査票に記入していたいただいた内容については統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確な記入をお願いします。**

税を考える週間

11月11日(木)から17日(水)までの一週間は『税を考える週間』です。税は、私たちが安全で豊かな生